

債権者の皆様へ

【重要なお知らせ】

令和7年10月以降の支払いより
まんのう町からの複数の振込をまとめて振り込みます

令和6年10月から債権者様へ公金を支払う際の振込手数料が有料化されたことにより、手数料の削減を図るため、同一債権者様に対する支払いを合算して支払う「名寄せ」を実施します。

なお、今回の「名寄せ」に伴い、債権者様の手数料負担が新たに発生することはありません。

1 概要

本町システムにおける債権者様の債権者登録番号を使用した口座振替払について、同一支払日に同一口座への振込が複数ある場合、まとめて振り込みます。

2 対象条件

- (1) 支払日が同一であること
- (2) 振込先の口座情報がすべて同一であること
- (3) まんのう町会計管理者口座からの振込であること

※口座名義人が同一であっても金融機関や口座番号が異なる場合、システム上番号登録をしていない場合は合算されません。

※名寄せされた場合、振込人名義は「マンノウチョウ」と記載されます。

3 運用開始日

令和7年10月1日以降の振込分から

ご不明な点等がございましたら、まんのう町会計室までお問い合わせください。
ご多用のところ大変恐縮ですが、何卒ご理解ご協力をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

まんのう町 会計室
TEL：0877-73-0103